

前回制度改正の効果(制定状況)

企業立地促進法制定による市町村準則の導入

市町村は、一定の要件を満たした場合、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲> 環境施設(緑地を含む)→1%~25% 緑地→1%~20%

市町村準則の制定状況(H21.6)

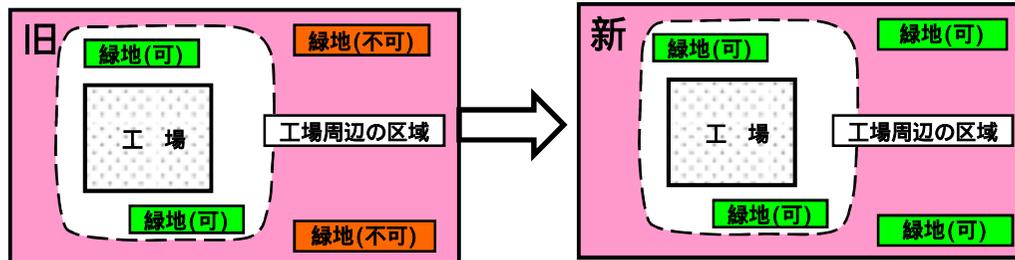
・全国154市町村

【参考】(H9改正) 地域準則の制定状況(H21.4)

・1都6県5政令市

敷地外緑地等の範囲の拡大について

既に立地している工場については、周辺の区域より離れた場所に整備される緑地等について、地方自治体の判断により当該勘案措置の対象とすることができることとした。

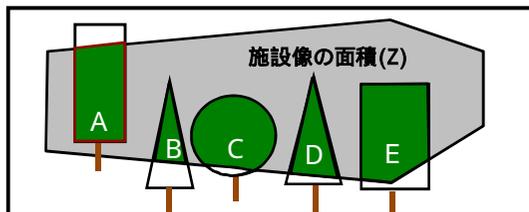


地方自治体のガイドライン制定状況(H21.11)

- ・群馬県(21年4月1日~)
- ・岐阜県(21年6月10日~)
- ・愛知県(21年7月30日~)
- ・横浜市(21年11月24日~)

視覚的な緑量による評価の導入について

既に立地している工場の敷地周辺部に整備された樹木等により、当該工場を側面から見たときの視覚的な緑量が十分に確保されていれば、緑地等に係る準則満たしていない場合であっても、地方自治体の判断により勧告を行わないことができるという運用上の勘案措置を新設した。



$$\text{施設緑量比率(\%)} = \frac{\text{工場施設を覆っている緑(A~E)の面積}}{\text{工場施設(Z)の面積}} \times 100$$

地方自治体のガイドライン制定状況(H21.9)

- ・群馬県(21年4月1日~)
- ・愛知県(21年7月30日~)

太陽光発電施設の取り扱いに関する運用上の勘案措置について

- ・製造業等に属する工場敷地内に追加的に設置される太陽光発電施設について、生産施設面積から除外した
- ・電気供給業が工場敷地内に太陽光発電施設を設置する場合において、周辺生活環境に影響のおそれがないければ、法第4条第1項の規定に適合しない場合について、勧告をしないことができることとした。

| | 山間部、海岸部に設置される場合 | 左記以外(都市部等)に設置される場合 |
|---|--|--------------------|
| 商用発電施設 (発電所の施設等として設置される太陽光発電施設) | 周辺生活環境に影響のおそれがないければ、法第4条第1項の規定に適合しない場合について、勧告をしないことができる。 | 生産施設 |
| 自家発電施設 (製造業等に属する工場敷地内に追加的に設置される太陽光発電施設) | 生産施設に該当しない | 生産施設に該当しない |